

第 64 号議案

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

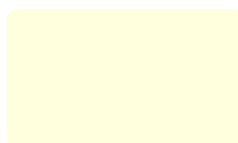
豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

個人番号を利用することができる事務として豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 133 号）による医療費の助成に関する事務等の追加等をしたいので、この案を提出するものである。



豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年豊後大野市条例第 53 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

2 市長	豊後大野市まちづくり促進住宅条例（平成 17 年豊後大野市条例第 232 号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

」を「

2 市長	豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 133 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成 24 年豊後大野市条例第 41 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	軽度・中度の聴覚障がい児支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	在宅重度障害者住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 153 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	豊後大野市まちづくり促進住宅条例（平成 17 年豊後大野市条例第 232 号）による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

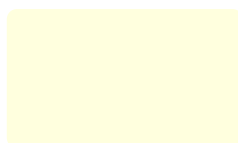
」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

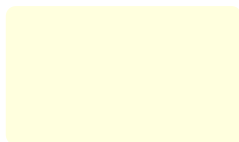
別表第 2（第 3 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	厚生省社会局長通知に基づき生活保護法に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関

	保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付若しくは配偶者支援金に関する情報、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	行政手続における特定の個人	厚生省社会局長通知に基づき生活保護法



	を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号。以下「省令」という。）第 2 条の表の第 4 欄に生活保護関係情報を掲げる同表第 2 欄の事務（市長が実施する事務に限る。）	に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	軽度・中度の聴覚障がい児支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	在宅重度障害者住宅改造助成	生活保護関係情報、外国人生活保護関係



	事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	豊後大野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は豊後大野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
9 市長	省令第2条の表の第4欄に障害者関係情報（同欄に規定する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。右欄において同じ。）を掲げる同表第2欄の事務（市長が実施する事務に限る。）	障害者関係情報又は療育手帳（児童相談所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所をいう。）又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害であると判定された者に対して大分県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）に関する情報であって規則で定めるもの
10 市長	豊後大野市まちづくり促進住宅条例による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

